

平成24年 1月26日
研究推進会議決定

(趣旨)

- 1 「新たな研究領域の創出」、「社会的・地球規模的な課題の解決」に対応する研究活動の加速化と対外的な可視化を含めた研究推進体制の充実・強化を図るため、分野の特性を踏まえつつ、筑波大学における部局の枠を超えた横断的かつ多様な学問領域の研究者群の組織化と情報発信を重点的に支援する制度として「リサーチユニット認定制度」を導入する。また、比較的小規模な研究者群について対象とし、その可視化を推進するため、系ごとに研究者群を登録し、ホームページ等を通じて対外的に発信する仕組みとして、「リサーチグループ登録制度」を併せて創設する。両制度を総称して、「リサーチユニット認定・リサーチグループ登録制度」（以下「本制度」という。）とする。

(定義)

- 2 本制度により、認定された研究者群（以下「リサーチユニット」という。）の名称は「筑波大学〇〇リサーチユニット」とし、登録された研究者群（以下「リサーチグループ」という。）の名称については「筑波大学〇〇リサーチグループ」とする。また、リサーチユニット及びリサーチグループを総称して研究グループとする。

(リサーチユニットについて)

- 3 リサーチユニットは以下の条件を満たすものとする。

(1) 対象

複数の本学常勤教員を含む研究者群を認定の対象とする。常勤教員以外の研究者、本学以外の研究者についても構成員として認める。但し、代表者については本学常勤教員とする。

○認定件数（総数）に制限は設けない。

(2) 認定要件

○中核教員として、本学常勤教員を3名以上有すること。

○自らの策定した計画に従って、競争的資金等の獲得を目指しつつ、新たな研究分野の創出や社会的・地球規模的な課題の解決に向けた研究成果の創出が期待されること。

○認定期間中に海外からの招へい者を含む異分野融合のためのワークショップ等を開催し、ユニットの活動について情報発信を行うとともに、今後の発展性に関する議論等を行うこと。

(3) 認定方法等

○原則として随時、申請に基づき認定するものとする。代表者から所属する系の支援室を通じて、研究担当副学長へ「様式1（リサーチユニット認定申請書）」により申請する。研究推進部において要件の確認を行い、要件を満たしている場合には研究担当副学長が認定し、研究推進会議に報告する。

○複数の研究グループの構成員となることを可能とする。ただし、他の研究グループへの登録状況や活動状況を勘案し、申請された研究グループの活動を円滑に行うことが難しいと判断される場合、認めないこともありうる。

○原則として教員は複数のリサーチユニットの代表者を同時期に兼ねることはできない。（プレ）戦略イニシアティブや学術センターの代表者、部局長等がリサーチユニットの代表者となることを妨げない。

○設置期間は最長3年間とし、設置期間終了後「様式2（リサーチユニット活動成果報告書）」を、代表者が所属する系の支援室を通じて研究担当副学長に提出する。継続認定を希望する場合は併せて「様式3（リサーチユニット継続申請書）」を提出し、継続の可否については研究担当副学長が決定する。

○研究代表者や研究計画等に変更がある場合は、代表者が所属する系の支援室を通じて研究担当副学長に届出（任意様式）を提出する。

(リサーチグループについて)

4 リサーチグループについては、各系で定めるルールに基づき実施することとする。各系のルールについては研究推進会議において研究担当副学長へ報告を行う。以下に指針を示す。

(1) 対象

○本学常勤教員を含む2名以上の研究者群を対象とする。常勤教員以外の研究者、本学以外の研究者についても構成員として認める。但し、代表者については本学常勤教員とする。また、比較的小規模な研究者群についても対象とする。

○登録件数(総数)に制限は設けない。

(2) 登録方法等

○原則として各系で定めたルールに基づき、登録及び廃止を実施するものとする。

○複数の研究グループの構成員となることを可能とする。ただし、他の研究グループへの登録状況や活動状況を勘案し、届出のあった研究グループの活動を円滑に行うことが難しいと判断される場合、認めないこともありうる。

○必要に応じて毎年度末及び登録期間終了後に活動状況の報告・確認等を行うことにより、次年度以降の登録を継続するかどうかを系が判断する。また、必要に応じて、指導・助言等を系が実施する。

(支援内容)

5 本学のホームページに研究グループ名、代表者名、概要等の研究グループに関わる情報を掲載するなど、研究グループの可視化と情報発信の支援を行う。

6 リサーチユニットに対しては、ワークショップの開催などユニットの運営に係る経費に対する支援を行う。加えて、URA 研究戦略推進室が研究活動や運営に係る支援を行う。

(その他)

7 この要項に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年1月26日 から実施する。

この要項は、平成25年2月28日 から実施する。

この要項は、平成31年4月 1日 から実施する。

この要項は、令和 4年7月28日 から実施し、同年4月1日から適用する。